

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内5例目）

本日（7月3日）、前橋市内で、5例目となる新型コロナウイルス感染症の患者を確認しましたのでお知らせします。県内154例目です。

本市では、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査、健康観察等を行っています。

■ 発生の状況

1 概要 令和2年7月2日（木）、帰国者・接触者相談センターに相談があり、民間検査機関にて検査を実施したところ、令和2年7月3日（金）に陽性と判明した。

2 患者情報

- (1) 年代 80歳代
(2) 性別 女性
(3) 居住地 前橋市
(4) 職業 無職

3 症状・経過

6月 8日（月）発熱（38℃台）、市内医療機関Aを受診。

以降、平熱から38℃台の発熱。

6月19日（金）医療機関Aを再受診。

6月22日（月）医療機関Aを再々受診。

6月24日（水）市内医療機関Bを受診。

6月26日（金）医療機関Aを4度目の受診と医療機関Bを再受診。

痰を絡む咳あり。

7月 1日（水）市内医療機関Cを受診し、CT検査を行う。

7月 2日（木）医療機関Bを再々受診。すりガラス状の肺炎像あり。

「帰国者・接触者相談センター」へ相談あり。「帰国者・接触者外来」を受診、検体採取。

7月 3日（金）民間検査機関の検査により陽性と判明。

県内医療機関Dへ入院予定。

※基礎疾患はあるが、容態は安定している。

4 行動歴

- ・医療機関受診時等の外出時は常にマスクを着用していた。
- ・その他の行動歴については、調査中。

5 濃厚接触者

- ・同居家族3名（高校生以下の者はいない）
- ・その他の濃厚接触者は、調査中。

※濃厚接触が確認された人には、健康観察と外出自粛を要請するとともに、PCR検査の実施を調整します。

※受診した各医療機関では、職員は標準的な感染予防策をしていたことが確認され、受診時に他患者との接触がなかったことを確認しています。

報道関係者の皆様へお願い

引き続き、調査を行い、必要な情報は、随時発表します。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電話 直通 / 027-220-5779

※午後5時15分以降は027-224-1111（当直室）で、
内線84-2216につなぐようお願いください